

様式 1 公表されるべき事項

独立行政法人海技教育機構の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬について、国土交通省の独立行政法人評価委員会における業績評価の結果を勘案の上、その役員の職務実績に応じた額を支給することとされている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長
 理事
 監事

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を実施した。

- ・平成24年4月から国家公務員に準じた率(本給月額削減率9.77%)で、本来の支給額からの減額を実施した(平成26年3月まで)
- ・国家公務員の給与見直しに準拠して、平成24年3月に本給月額を平均0.5%引き下げた(平成23年4月分から平成24年2月分については平成24年6月の期末手当で調整)。

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 14,621	千円 9,875	千円 3,709	千円 1,037 (地域手当)		3月31日	
A理事	千円 12,598	千円 7,796	千円 3,051	千円 1,403 (地域手当) 348 (単身赴任手当)	4月1日		◇
B理事	千円 12,277	千円 7,796	千円 3,033	千円 1,169 (地域手当) 279 (通勤手当)			※
A監事	千円 11,039	千円 7,016	千円 2,665	千円 1,010 (地域手当) 348 (単身赴任手当)		3月31日	◇
B監事 (非常勤)	千円 2,642	千円 2,642	千円 0	千円 0 ()			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入している。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

注3:「地域手当」とは、地域における物価等を考慮し、一定の地域に在勤する職員に支給される手当である。

注4:「単身赴任手当」とは、単身赴任手当は、家族と離れて生活することに伴い、そうでない勤務者に比し生活費等の負担が大きくなることに配慮して、当該単身赴任者に対する給与等の補填として支給される手当である。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長	5,363	4	0	平成25年3月31日	1	業績勘案率については暫定的な率を適用しているものであり、独立行政法人評価委員会が平成24年度業務実績評価後に決定する業績勘案率により確定する。	
理事	千円	年	月			該当者なし	
監事A	千円	年	月			該当者なし	
監事B (非常勤)	千円	年	月			該当者なし	

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入している。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期計画における職員の人事に関する計画に基づき、人員の適正な配置及び合理化を行い、中期計画の人件費の見積りの範囲内で人件費の管理を行っている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与、業務実績及び中期計画の人件費見積り、役職及び経験年数を考慮し、社会一般の情勢に適合したものとするため、人事院勧告を準用している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤務成績が良好な職員のうち、昇格基準に達した者を昇格
昇給日前1年間に係る勤務成績が良好な職員に対し昇給を実施
勤務成績に応じて勤勉手当の支給割合の加減を行う

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	勤務成績に応じて成績率を加減して支給した。
俸給	・勤務成績が良好な職員のうち、昇格基準に達した者の昇格 ・昇給日前1年間に係る勤務成績が良好な職員に対し昇給

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を実施した。

【役員】

- ・実施期間:平成24年4月1日～平成26年3月31日
- ・俸給に関する措置:本来受けるべき額から、▲9.77%に相当する額を減ずることとした。
- ・諸手当に関する措置:本来受けるべき額から、以下に相当する額を減ずることとした。
地域手当:「俸給に関する措置」と同じ削減率
期末手当及び勤勉手当:対象となる全ての役員について▲9.77%
- ・国と異なる措置:なし

【職員】

- ・実施期間:平成24年4月1日～平成26年3月31日
- ・俸給に関する措置:本来受けるべき額から、以下に相当する額を減ずることとした。
事務職7～10級、教育職A4級、教育職B4,5級:▲9.77%
事務職3～6級、教育職A2,3級、教育職B2,3級、海事職4～6級、技能職4,5級
:▲7.77%
事務職1,2級、教育職A1級、教育職B1級、海事職1～3級、技能職1～3級
:▲4.77%
- ・諸手当に関する措置:本来受けるべき額から、以下に相当する額を減ずることとした。
管理職手当:対象となる全ての職員について▲10%
地域手当及び広域異動手当:「俸給に関する措置」及び管理職手当(対象職員のみ)と同じ削減率
期末手当及び勤勉手当:対象となる全ての職員について▲9.77%
- ・国と異なる措置:なし

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 139	歳 47.8	千円 6,779	千円 5,152	千円 92	千円 1,627
事務・技術	人 49	歳 46.3	千円 6,068	千円 4,617	千円 104	千円 1,451
教育職種 (船員教育高等学校教員)	人 66	歳 47.7	千円 6,694	千円 5,143	千円 40	千円 1,551
教育職種 (船員教育大学教員 等)	人 23	歳 51.1	千円 8,639	千円 6,397	千円 214	千円 2,242
調理員	人 1	歳 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —

再任用職員	人 5	歳 62.3	千円 4,266	千円 3,652	千円 135	千円 614
事務・技術	人 1	歳 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —
教育職種 (船員教育高等学校教員)	人 4	歳 62.5	千円 4,460	千円 3,799	千円 130	千円 661

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

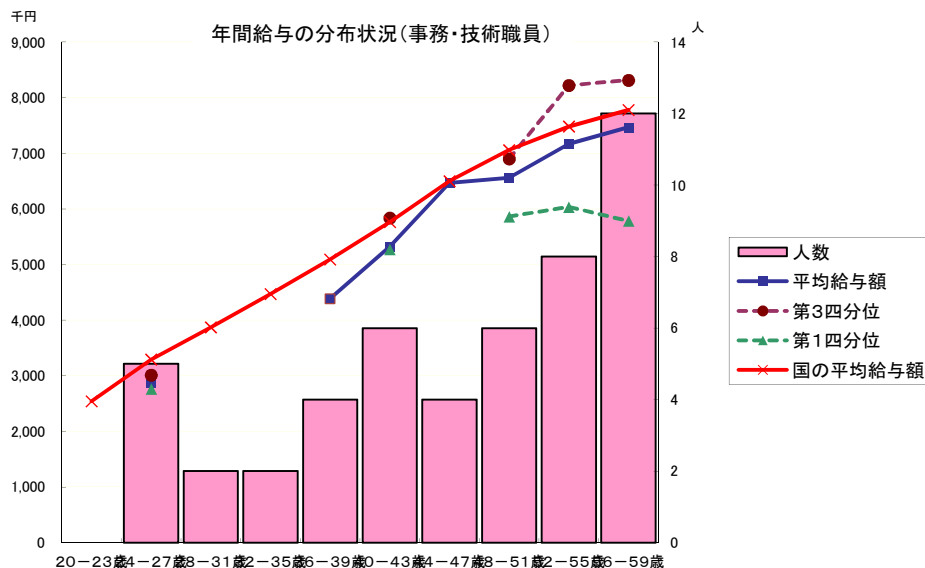
注2: 在外職員、任期付職員及び非常勤職員の区分については、該当者がいないため省略。

注3: 常勤職員の研究職種、医療職種については、該当者がいないため省略。

注4: 研究職種、医療職種については、該当者がいないため省略。

注5: 常勤職員の調理員及び再任用職員の事務・技術は該当者が2名以下のため、当該個人に関する個
特定されるおそれがあることから、給与の支給状況及び平均年齢については記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。
 注2:各年齢階層の該当者が2人以下の場合、当該個人に関する個人情報が特定されるおそれがあることから、平均給与額については記載していない。
 注3:各年齢階層の該当者が4人以下の場合、第1・第3四分位については記載していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1四分位	第3四分位		第1四分位	第3四分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
・本部部长	1	—	—	—	—	—	—
・地方部部长	1	—	—	—	—	—	—
・本部課長	2	—	—	—	—	—	—
・地方課長	12	55.0	6,788	7,625	8,312		
・本部課長補佐	1	—	—	—	—	—	—
・地方課長補佐	5	50.7	6,034	6,497	6,900		
・本部係長	3	41.2	—	5,451	—		
・地方係長	9	45.1	5,273	5,621	6,191		
・地方主任	3	52.5	—	5,796	—		
・本部係員	4	35.5	—	3,781	—		
・地方係員	8	31.9	2,766	3,516	4,086		

注1:本部部长、地方部部长、本部課長及び本部課長補佐は該当者が2名以下のため、当該個人に関する個人情報が特定されるおそれがあることから、年間給与については記載していない。
 注2:本部係長、地方主任及び本部係員は該当者が4名以下のため、第1・第3四分位については記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		部長	課長	課長	課長補佐	係長	主任	係員
人員(割合)	49	2 (4.1%)	10 (20.4%)	4 (8.2%)	13 (26.5%)	8 (16.3%)	7 (14.3%)	5 (10.2%)
年齢(最高～最低)			59～53	52～50	55～42	58～33	55～28	27～26
所定内給与年額(最高～最低)			千円 6,597～ 5,697	千円 5,801～ 4,223	千円 5,344～ 3,900	千円 4,450～ 3,239	千円 4,175～ 2,432	千円 2,334～ 1,926
年間給与額(最高～最低)			千円 8,699～ 7,517	千円 7,490～ 5,661	千円 7,118～ 5,273	千円 5,836～ 4,319	千円 5,422～ 3,174	千円 3,025～ 2,529

注:7級における該当者は2名のため、当該個人に関する個人情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.2	% 65.4	% 63.9
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 37.8	% 34.6	% 36.1
	最高～最低	% 45.5～33.8	% 40.5～30.2	% 42.9～32.7
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.3	% 66.6	% 65.0
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 36.7	% 33.4	% 35.0
	最高～最低	% 44.5～31.6	% 40.6～30.3	% 40.1～31.6

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

94.4

対他法人(事務・技術職員)

88.3

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容
指数の状況	対国家公務員 94.4 参考 地域勘案 97.2 学歴勘案 96.3 地域・学歴勘案 97.7
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	国より低い水準となっている。 【主務大臣の検証結果】 俸給表は国と同一となっていることから、引き続き、国家公務員に準じて適正な給与水準となるよう取組む。
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 91.7% (国からの財政支出額 2,481,869千円、支出予算の総額 2,707,874千円：平成24年度予算) 【検証結果】 国に準じた適正な給与水準となっている。
講ずる措置	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成23年度決算) 引き続き、国に準じて適正な給与水準の維持が図られるよう取組む

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成23年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	1,354,638	1,542,405	△ 187,767	△ 12.17%	△ 187,767	△ 12.17%
退職手当支給額 (B)	206,328	181,642	24,686	13.59%	24,686	13.59%
非常勤役職員等給与 (C)	107,635	111,784	△ 4,149	△ 3.71%	△ 4,149	△ 3.71%
福利厚生費 (D)	191,854	212,428	△ 20,574	△ 9.69%	△ 20,574	△ 9.69%
最広義人件費 (A+B+C+D)	1,860,455	2,048,259	△ 187,804	△ 9.17%	△ 187,804	△ 9.17%

総人件費について参考となる事項

・「給与、報酬等支給総額」が対前年度比で12.17%の減少、また「最広義人件費」が対前年度比で9.17%減少したのは中期計画に基づき人件費の抑制を図り、退職者に係る減額が新規採用者に係る増額を上回ったこと等による。

給与特例措置による削減額の総額

削減額111,410千円
 役員5,832千円
 事務・技術30,846千円
 教育職種(船員教育高等学校教員)49,538千円
 教育職種(船員教育大学教員)24,239千円
 調理員955千円

退職手当見直し措置による削減額の総額

削減額3,743千円

IV 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、以下の措置を講ずることとした。

【役員】

・平成25年3月22日以降に退職する役員について、国家公務員に準じた調整率(※1)を設定し、退職手当支給水準の引下げを実施。

- ※1 ①退職日が平成25年3月22日～平成25年9月30日 98/100
 ②退職日が平成25年10月1日～平成26年6月30日 92/100
 ③退職日が平成26年7月1日～ 87/100

【職員】

・平成25年1月24日以降に退職する職員について、国家公務員に準じた調整率(※2)を設定し、退職手当支給水準の引下げを実施。

- ※2 ①退職日が平成25年1月24日～平成25年9月30日 98/100
 ②退職日が平成25年10月1日～平成26年6月30日 92/100
 ③退職日が平成26年7月1日～ 87/100